

保発 0511 第 8 号
令和 5 年 5 月 11 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示」の告示及び適用について」の一部改正について

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和 5 年 3 月 17 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。同年 4 月 28 日最終改正。）において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の位置づけが 5 類感染症に変更された後の患者等に対する公費支援の取扱いが示されたところである。

これに伴い、「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示」の告示及び適用について」（令和 2 年 5 月 13 日保発 0513 第 4 号厚生労働省保険局長通知。同月 26 日最終改正。）の一部を下記のとおり改正し、令和 5 年 5 月 8 日から適用することとしたので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。なお、同月 7 日以前の診療分に係る公費負担医療に関する費用の請求及び再審査請求等の取扱いについては、従前のとおりとする。

記

「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示」の告示及び適用について」の第 2 の 1 及び 2 を以下のとおり改正し、同 3 から 6 までを削除する。

第2 各告示の対象となる新型コロナウイルス感染症に係る医療費の支給の内容について

1 「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付」

社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）第15条第3項においては、社会保険診療報酬支払基金が、国、都道府県、市町村又は独立行政法人（以下「国等」という。）の委託を受けて、国等が行う医療に関する給付であって厚生労働大臣の定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができることとしている。

この厚生労働大臣の定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象として補助することとされている新型コロナウイルス感染症に係る治療薬の薬剤費の支給（以下「新型コロナウイルス感染症に係る薬剤費の支給」という。）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」において新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象として補助することとされている新型コロナウイルス感染症に係る入院医療費の支給（以下「新型コロナウイルス感染症に係る入院医療費の支給」という。）

2 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付」（昭和52年厚生省告示第240号）

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和51年厚生省令第36号）第1条第1項第10号においては、保険医療機関等が療養の給付又は公費負担医療に関し費用を請求する際に、公費負担医療のうち同項第1号から第9号の5までに掲げるもののほか医療に関する給付であって厚生労働大臣が定めるものについて、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うものとしている。

当該厚生労働大臣が定める医療に関する給付のうち、新型コロナウイルス感染症に係る保険局長が定める医療費の支給は、以下のとおりとする。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る薬剤費の支給
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る入院医療費の支給